



平成26年度版

環境白書



静岡県

表紙

「秋の薩埵峠」

写真提供 静岡県観光協会

平成26年度版環境白書 目次

トピックス

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	1
低炭素社会に向けた取組	3
循環型社会に向けた取組	5
自然共生社会に向けた取組	7
～業種や分野の垣根を越えて取り組む、環境教育・学習の意義や可能性を探る～ 環境教育におけるネットワーク構築に向けて始動しました!!	9

第1章 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	10
低炭素社会に向けた取組	12
循環型社会に向けた取組	14
自然共生社会に向けた取組	16
良好な生活環境の確保	18

第2章 静岡県環境基本計画の進捗状況

静岡県環境基本計画の進捗状況の評価	20
評価区分の見方	20

資料編

環境局の組織図	26
環境基本条例等の構成	28
環境関連個別計画・指針等	31
市町の環境基本条例及び環境基本計画の策定状況	34

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

世界遺産富士山の恵み 豊富な富士山の地下水の利用

富士山麓は、天空のダムともいえる「富士山」からの豊富な地下水・湧水に恵まれています。富士山麓の地下水は水温が一定の上、流速が早いことから、県では、この地下水を利用した熱交換システムの活用の可能性を探ってきました。このシステムは、冷暖房のエネルギー消費効率は市販の空気熱を使ったエアコンより高く、またCO₂の削減にも寄与するなど、省エネ効果が高いのですが、初期投資の大きさと知名度の低さが課題となっています。このため、官民が一体となって普及を促進していくこととし、平成26年度に、地下水利用に興味をもつエネルギー供給事業者、設備機器メーカー、設備利用企業そして県及び富士山周辺の市町などの行政が参加し、普及啓発のための組織を立ち上げました。

また、熱利用システムの導入適地マップやマニュアルの作成、協議会組織を利用した普及啓発などを進め、ビジネスとしても展開できるように、官民一体となって、富士山の恵みの地下水利用による地球温暖化防止、エネルギーの地産地消に取り組んでいます。

こういった取り組みにより、県内では2社が地下水熱を活用したヒートポンプ空調システムを導入しています。

今後、この2社の省エネルギー効果を評価するとともに、先行事例として他の事業者にも周知を図り、地下水熱交換システムの更なる普及拡大を進めていきます。



静岡県地下水熱利用普及促進協議会

夏を涼しく爽やかに楽しもう！スーパークールビズ「E-COOL STYLE」が始動しました！

夏季のビジネススタイルの変革と、室温28℃でも快適に過ごせる職場づくりを実現するため、地球温暖化対策に取り組む静岡県暮らし・環境部は率先して、平成26年度に初めて、スーパークールビズ「E-COOL STYLE」を実施しました。

近年、ノー上着、ノーネクタイの励行に代表されるクールビズは浸透してきましたが、さらに一歩踏み込み、「E-COOL STYLE」では、涼しいだけでなく、爽やかな服装を楽しんで行うことで、自らも快適に過ごせる明るい職場づくりにつなげることを狙いとしています。運営に当たっては、暮らし・環境部の若手職員が実行委員会を結成し、職員を対象とした着こなし講座の開催や爽やかでオシャレな職員を表彰する「E-COOL STYLE表彰」を実施しました。特に「E-COOL STYLE表彰」には、自薦、他薦を含め、職員から105通の応募があり、その中から百貨店紳士服ディレクターや情報誌編集長など業界団体代表者による審査を行い、ヤング・ミドル・アダルト・女性各部門のグランプリを選定しました。

「E-COOL STYLE」を実施したことで、職場の色彩が鮮やかになり活気も生まれ、「働きやすい職場づくり」が実現できました。また、表彰式や、「E-COOL STYLE」の取組は、話題性からメディアにも取り上げて頂き、環境問題への関心の高まりを促進したと考えられます。今後は、スーパークールビズの趣旨に賛同して頂ける民間企業と一体となって実施するなど、広がりを持って実施することで、さらなる関心の高まりや、環境にやさしいビジネススタイルの浸透を図っていきます。



「E-COOL STYLE表彰」
受賞者



「E-COOL STYLE表彰」
募集チラシ

里山サミットを開催しました。

里山は、以前は私たちの生活に密接に関係し、薪炭用材等として継続的に利用されることにより、適正な管理が行われてきました。しかし、化石燃料や化学肥料等の普及により、私たちの生活様式が大きく変化し、地域住民との関りが薄れた結果、竹の侵入等により里山の荒廃が進み、里山の適正な管理が課題となっています。

県内では、平成25年度から林野庁が実施している森林・山村多面的機能発揮対策交付金の補助を受け、約70の森づくり団体が里山林の整備を進めています。各団体の共通の課題は「次世代へ継承していく環境整備」を進めていくことです。県は、各団体の活動を「点」としてではなく、「線」として結びつけ、周辺地域を巻き込んだ地域の活性化を図るため、公益社団法人静岡県緑化推進協会と共催で、平成27年3月3日に「里山サミット」を開催しました。「農山村の活性化と未来へつなげる里山づくり」をキーワードに、「都市と農山村のつながり」をテーマにした基調講演を行うとともに、森づくり活動をしている3団体が活動事例の発表を行い、各々が山村活性化への取組みについて再確認する場を設けることが出来ました。

また、同協会と県は、森づくり団体のうち39団体の活動場所や活動内容などを紹介する「未来へつなげる里山づくり活動事例集」を平成27年3月に発行しました。里山保全活動団体間の情報共有などが促進され、団体の自立と連携がより一層進むことが期待されます。



里山サミット開催状況



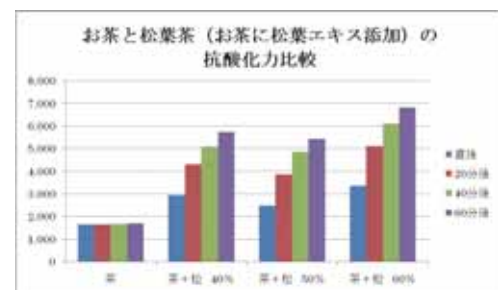
里山作り活動事例集

三保松原の松葉を活用した環境保全に取り組んでいます。

三保松原は、景観を保つため年間多くの松が伐採されていますが、その際、大量の松葉が利用されることなく廃棄処分されています。県立静岡農業高等学校では、農業を学ぶ立場から、伐採された松の葉を有効活用することで、環境保全に役立てることはできないかと考えました。現在、農業教育をとおして身に付けた知識を基にして、松葉を核とした地域の活性化や三保松原の保全につなげられるよう、次のような取組をしています。

大学や研究所と共同で、松葉の効能を見つける基礎分析を行いました。松葉のケルセチン含量の定量分析、臭気分析、松葉と枯松葉の抗酸化作用、抗菌作用、血管の弛緩作用の実験などです。そして、基礎分析の結果に基づいて、松葉の効果を最大限生かした松葉パン、松葉茶、松葉醤油、枯松葉を利用した入浴剤などの商品を地元の企業と連携して共同開発しました。中でも、松葉を使用したパンは、天女のめぐみシリーズとして、商標登録を行いました。また、地元企業と共同開発した商品の売上金の一部を三保地域振興資金として、三保松原の保全活動のために使っています。三保松原が世界文化遺産に登録されたことで、自動車等の乗り入れが増加し、二酸化炭素の上昇による松枯れの進行が危惧されています。

私たちは、三保地域や市役所の方々と意見交換を行い、これからも三保松原の松葉を活用するなどして、環境保全に役立つ活動を続けていきたいと強く思っています。



松葉と茶葉の混合による抗酸化力相乗効果



三保松原で松葉商品の販売

低炭素社会に向けた取組

～温室効果ガス排出量『20%削減』を目指します！～

ふじのくに地球温暖化対策実行計画を大幅に見直しました。

東日本大震災後の我が国の温暖化対策を取り巻く状況は、原子力発電所の事故の影響により大きく変化しました。また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、平成26年に第5次評価報告書を公表し、地球温暖化の原因は人為起源の温室効果ガスにあり、今のペースで温室効果ガスの排出が続けば、人々の健康や生態系に深刻な影響を及ぼす恐れが高まると警告しました。このような状況を踏まえ、県では、東日本大震災の発生と同時期に策定した「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の大幅な見直しを平成27年3月に行いました。

改定版実行計画では、平成32年度の温室効果ガス排出量を、国の目標よりも高い「平成17年度比で20%削減」することとしました。この高い目標を達成するため、地域における最適なエネルギー需給システムが構築された「スマートコミュニティの形成促進」や「県民運動『ふじのくにエコチャレンジ』の拡充」などの施策に重点的に取り組むこととしました。また、進行管理のための指標の設定や温暖化の影響への適応策の必要性を初めて明記しました。

今後は、改定版実行計画に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ強力に推進していきます。「<改定版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画」は県環境政策課ホームページで公開しています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-030/earth/index.html>

方針1	低炭素型の地域づくり (スマートコミュニティの形成)
方針2	未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立
方針3	環境と経済を両立するビジネススタイルの促進
方針4	低炭素社会を担う人づくり

「<改定版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画」における4つの取組方針

県立島田工業高等学校グラウンドを芝生化しました。

県立島田工業高校では、平成13年度の新校舎完成以降、グラウンド周辺民家への砂塵対策に追われてきました。学校ではグラウンド中央部に人工芝を敷設したほか、土部分への水撒きなどの対策を続けてきたものの、砂塵問題の収束には至らなかったことから、土部分の芝生緑化に取り組むこととし、平成26年4月、県環境局に相談を持ち掛けました。そこで、芝生の研究調査に取り組む県芝草研究所が、芝生ポット苗の提供、施肥、技術支援を行い、学校が生徒やPTAによる植栽・管理を行うという協働体制による芝生化が進められることとなり、平成26年6月から7月にかけて生徒による芝生ポット苗の植栽が実施されました。学校関係者による地道な水遣り、芝刈り等の管理作業により、夏休み明けには美しい緑色の芝生地が完成しました。同年10月に芝生開きイベントが行われ、近隣の小学生もサッカー教室に参加しました。

その後、砂塵被害の苦情は大きく減少しているとのこと。県では、芝生が県民生活により密接に調和することを目指し、今後も芝草研究所や（公財）静岡県グリーンバンク等とともに、芝生文化の創造に取り組んでいきます。



芝生緑化後のグラウンド全景
(サッカーコート部分は人工芝)



植栽作業の様子

食品廃棄物をエネルギー化、資源化する研究を開始しました。

県は、環境と調和した持続可能な社会の形成を目指すため、平成24年3月に「静岡県バイオマス活用推進計画」を策定し、バイオマスの利活用向上に取り組んでいます。この計画では、各種バイオマスのうち、発生量が多い割に利活用の進んでいない間伐材と食品廃棄物・生ごみの利用促進に重点的に取り組むこととしています。

食品製造企業等から出る食品廃棄物は、県内で年間約25万トン発生しており、食品リサイクル法により適切な再生利用が求められています。食品廃棄物を自社で再生利用できない企業等は、産業廃棄物処理業者に多額の委託費を支払って再生利用しており、その費用削減は大きな課題となっています。

この課題解決のため、平成26年度から工業技術研究所、畜産技術研究所、農林技術研究所及び水産技術研究所が連携し、新成長戦略研究「分散型エネルギー社会に貢献する小型メタン発酵プラントの開発」を開始しました。この研究では、食品製造企業等の食品廃棄物の排出規模に適した安価で小型のメタン発酵プラントを開発し、その発酵プラントを企業等に導入してもらうことを目指しています。この取組により、企業の食品廃棄物の委託処理費の削減、メタン発酵発電による分散型エネルギー社会への貢献、メタン発酵残渣液（消化液）利用による物質循環型社会への貢献が図られることを期待しています。県は、食品廃棄物を含む全てのバイオマスについて、引き続き利用率の向上に取り組んでいきます。



研究コンセプト



メタン発酵残渣液（消化液）の農業利用実証試験

災害時も太陽光で電力確保。避難所に太陽光発電・蓄電池を導入しています。

避難所や防災拠点に非常用電源となる再生可能エネルギーを導入し、地震や台風等による大規模な災害に備える「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進しています。

平成25年度から平成26年度までに県立特別支援学校や市町の庁舎、学校、公民館などの公共施設、さらに民間の福祉避難所（社会福祉施設）の計43施設に太陽光発電設備と蓄電池を導入しました。設置した太陽光発電設備による電力は、平成26年度に年間約63万kWhに達し、各施設で活用され、二酸化炭素約108t-CO₂の削減効果がありました。平成27年度も引き続き、県や市町の施設及び福祉避難所に導入していきますので、更なる効果が期待されています。全国屈指の日照環境に恵まれた本県の地域特性を生かしながら、災害の備えの強化と太陽光発電設備の導入に取り組んでまいります。



県立清水特別支援学校の太陽光発電設備

循環型社会に向けた取組

「静岡県の湧き水」を県のホームページに掲載しました。

静岡県には、日本一の湧水量を誇る柿田川を始めとした豊かな湧き水がたくさんあります。この湧き水は、飲み水をはじめ様々な用途に活用されるとともに、心に安らぎと潤いを与えてくれる風景として親しまれ、人々は湧き水によって水の大切さを実感することが出来ました。

しかしながら、人口が増えて産業も盛んになり、汲み上げる地下水量が増加したことや、森林や農地の減少等にもなると、雨が地中にしみこむ量が少なくなったことなどにより、水量が減ったり、枯渇したりした湧き水も少なくありません。また、水道が普及するにつれ、水は蛇口を捻れば出るもの、ペットボトルに詰められてコンビニで売られているものとして、簡単に手に入ると感じている人が増え、それにもなると水の大切さも忘れられるようになってきました。このため、柿田川を始めとした県内の多くの湧き水について県民の皆様幅広く周知し、気軽に湧き水とふれあう機会を増やすことにより、水資源を守る意識の高揚を図るため、県内の湧き水の情報を県のホームページに掲載しました。今後は、このホームページによる情報発信のほか、これまで取り組んできた水に関する教育・啓発活動を更に充実させることにより、健全な水循環の確保に努めてまいります。



ホームページ抜粋
(三島梅花藻の里)

東日本大震災の知見を踏まえて「静岡県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、建物の倒壊によるがれきや津波堆積物などの大量の災害廃棄物が発生し、迅速な復旧・復興の妨げとなったことから、この廃棄物をいかに適正かつ迅速に処理を行うかが大きな課題となりました。

東日本大震災後、平成25年11月に本県の第4次地震被害想定が示されたほか、平成26年3月に環境省から「災害廃棄物対策指針」が示されました。こうした動きを踏まえ、本県で大規模災害が発生した際には、復旧・復興が速やかに進められるよう、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な事項や考え方などを整理し、平成27年3月、「静岡県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

災害廃棄物の処理は、一義的には市町が行いますが、大規模災害時には、単独の市町だけでは処理ができない場合を想定し、県が実際に担う広域調整や事務委託など、事前に講じておくべき事項等を定めるとともに、災害廃棄物処理の実施主体である市町用の対応マニュアル等を用意しました。

今後、本計画の実効性を確保するために毎年度見直しを行い、市町が策定する災害廃棄物処理計画との連携を図りながら、本県の災害廃棄物体制の充実に努めてまいります。



(処理前) 災害廃棄物が集積された仮置場



(処理後) 災害廃棄物が撤去された仮置場
(出典：環境省HP)

富士山麓で不法投棄された産業廃棄物が撤去されました。

平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山周辺では、過去に不法投棄された廃棄物が残存しており、富士山周辺の豊かな自然環境、美しい景観の保護における課題になっています。不法投棄された廃棄物は、捨てた者が片付けることが原則であり、県は原因者特定のための調査と、その者に対する撤去指導を行っています。最近では組織的で大規模な不法投棄は減少しているものの、比較的小規模な不法投棄が増加しています。小規模な不法投棄の場合、現場に残された手がかりが少なく、原因者の特定が困難です。この場合、原因者への撤去指導ができず、結果的に現場に廃棄物が残ってしまいます。

こうした廃棄物は、これまでも公益法人や民間のボランティアの方々により撤去されてきました。しかし、産業廃棄物の処理には多額の費用がかかることから、上記のような活動には限界があります。そこで、県では富士山麓不法投棄廃棄物撤去支援事業を創設し、世界遺産区域内で不法投棄され、原因者が不明・死亡等により撤去される見込みのない産業廃棄物を撤去する非営利団体等に対し、その費用を助成することとしました。平成26年度はこの補助金を活用した事業が2件実施され、木くずやかかわら等の建設廃材や、廃タイヤ等、合計約47トンの廃棄物が撤去されました。

県では、今後も不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、本事業を活用して不法投棄された廃棄物の撤去を進めることにより、富士山麓の環境、景観の保護に努めていきます。



ボランティアによる撤去活動の様子

県産材の利用が広がっています。

先人が築いてきた本県の森林資源は充実し、今、まさに利用時期を迎えています。県は、この森林資源の有効利用を図るため、県産材の需要と供給の一体的な創造に取り組み、需要面では、公共施設での県産材利用を進めています。平成26年7月には、沼津市に、ふじのくに千本松フォーラムが完成し、エントランスなどに景勝地「千本松原」に見立てたスギ丸太を配置するなど、意欲的に県産材を使用しています。

こうした取組が先進事例となって、民間の商業施設などでも県産材を利用する機運が高まっています。伊豆箱根鉄道(株)は、修善寺駅舎(伊豆市)の再整備にあたり、伊豆地域のスギ板で天井全体を木質化しました。伊豆を代表する観光地の玄関口にふさわしい、木に囲まれた上質な空間となっています。遠州信用金庫は、中野町支店(浜松市)の新築にあたり、天竜地域のスギをロビーの天井や壁に用いました。「いこいの場」と名付けられたその空間は、木のぬくもりを感じることができ、来客者に優しい印象を与えています。(有)春華堂は、お菓子の新しい文化とスタイルを発信する浜北スイーツ・コミュニティ「nicoe(ニコエ)」(浜松市)に天竜地域のスギを用いたプレイグラウンド082(おやつ)を作りました。県は、引き続き、公共施設での率先利用を進め、市町や民間の県産材利用の取組を促進していきます。



H26木材利用優良施設表彰(林野庁長官賞)を受賞したふじのくに千本松フォーラム



遠州信用金庫中野町支店のいこいの場

自然共生社会に向けた取組

豊かな生態系を確保するための取組を実施しました。

県では、生物の多様性を確保するため、希少動植物の保護や外来生物対策を進めています。

静岡県版レッドデータブックで絶滅危惧種に位置づけられたもののうち、特に保護を図る必要があると知事が認めるものを「指定希少野生動植物」として指定し、捕獲や採取などを禁止する措置を講じています。平成26年度には、新たに淡水魚類のカワバタモロコとヤリタナゴを指定しました。



カワバタモロコ



ヤリタナゴ

また、外来植物への対策として、来訪者の多い富士山麓の道路沿いにおいて外来植物分布状況調査を実施するとともに、平成26年8月と27年3月には、一般県民による駆除活動も実施しました。8月には専門家の指導のもと、富士宮市西白塚駐車場周辺でヒメジョオン、オオアワガエリ、シラゲガヤを、3月にはNPO団体との協働で、富士宮市村山浅間神社周辺においてオオキンケイギクをそれぞれ駆除しました。参加者からは「作業前に駆除の必要性と目的について講義があり、単なる草取りではなく有意義な活動であることを理解できた。」と概ね好評の感想をいただきました。引き続き、関係団体等と連携し、駆除対策に取り組んでまいります。



外来植物駆除活動の様子

南アルプスの国立公園指定50周年という節目の年に、ユネスコエコパークに登録されました。

日本で23番目に指定された南アルプス国立公園の指定50周年の節目を記念して、南アルプスの山で繋がった静岡・山梨・長野の3県及び10市町村が連携・協力し、環境省とともに記念事業を開催しました。「2014新宿御苑みどりフェスタ」(東京都)での記念事業のPRを皮切りに、「記念式典」(長野県伊那市)、「こども未来フォーラム」(静岡市内)、10月4日・11日の「クロージングイベント」(山梨県南アルプス市)を開催したほか、南アルプス国立公園のシンボルマークも公募のうえ、決定しました。イベントを通じて、登山をしない方々にも、南アルプスの山々を、より身近な存在になってもらえる機会となりました。さらには、国立公園指定50周年の節目の年に、静岡市、川根本町をはじめとする静岡、山梨、長野の関係10市町村が登録を目指して活動してきた南アルプスがユネスコエコパークに決定しました。この登録は、この地域の自然環境と文化が国際的に認められたものです。今後、関係10市町村は、希少野生動植物の保全のしくみづくりや総合的な学術研究・調査の実施などの保全策に加え、民俗芸能文化の継承と発信や、登山環境の整備等による地域間交流の促進などの事業を展開していくこととなります。県としても、国や山梨県、長野県と連携し、地元関係者と一体となって、貴重な自然の保護・保全を最優先しながら、地域の均衡ある発展に努めていきます。



ユネスコエコパーク登録決定セレモニー
(静岡市駿河区)

微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視を実施しています。

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μm（髪の毛の太さの約30分の1）以下の非常に小さな粒子のことです。このため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系疾患、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

県では、微小粒子状物質について、平成26年度に2台の測定局を増設し、平成27年3月末現在、政令市を含め県内27か所で常時監視を行っています。この常時監視の結果は、他の大気汚染物質を含め、「静岡県大気汚染常時監視システム」ホームページで公表しています。



PM2.5測定局（湖西市）



「静岡県大気汚染常時監視システム」HP
(<http://taikikanshi.pref.shizuoka.jp/>)

平成26年4月18日には、湖西市内の測定局において、朝5時から昼12時までの1時間値の平均値が87.8 μg/m³に達し、環境省が設定した健康影響が出現する可能性が高くなる濃度水準（日平均値70.0 μg/m³）となることが予想されたため、県内で初めてとなる「注意喚起情報」を発表し、不要不急の外出を控える等の呼び掛けを行いました。また、この測定局では、他地域と比較して高濃度となる事例が散見されているため、県では、大気環境測定車を活用するとともに、成分分析調査を実施し、高濃度発生の原因究明にも取り組んでいます。

平成26年度の県内におけるPM2.5の環境基準達成率は、16.7%と低いことから、引き続き、測定局の増設等による監視体制の強化に努めます。

環境への負荷を低減する温室メロン栽培で、静岡県温室農業協同組合が農林水産大臣賞（環境保全型農業の部）を受賞しました。

静岡県温室農業協同組合は、生産者505名（8市2町）で静岡県が誇る高級メロンを生産しています。組合員全員が、知事又は政令市長の認定を受けたエコファーマーになっています。広範囲で多くの生産者が積極的に推進する環境負荷低減栽培の取組は、他の産地・品目など県下全体における環境保全型農業に対する意識の向上に貢献するモデルケースとして、平成26年度環境保全型農業推進コンクールにおいて、農林水産大臣賞（環境保全型農業の部）を受賞しました。

隔離床栽培による地下水の汚染防止、堆肥等の有機質肥料の施用による化学肥料の削減、土壌や資材の消毒に高温蒸気の利用、天敵生物による防除、開口部の防虫網の設置等のIPM（総合的病害虫・雑草管理）の取組による化学農薬の削減など、環境に配慮した技術の確立・普及により、従来の年間4～4.5作の周年栽培を維持しつつ全国トップの品質を安定して確保しています。また、二酸化炭素排出量低減につながる新技術（ヒートポンプ、木質ボイラー利用等）、省エネ新技術（発泡スチロール等資材の設置による断熱）の導入による地球温暖化防止に貢献する技術にも積極的に取り組んでいます。



環境負荷低減技術の導入



省エネ機器の導入

～業種や分野の垣根を越えて取り組む、環境教育・学習の意義や可能性を探る～ 環境教育におけるネットワーク構築に向けて始動しました!!

県では、企業、社会教育施設、NPO、環境学習指導員、行政等による多様な主体の特性を活かした環境教育・学習の協働による取組を推進し、地域における環境教育の担い手としての参加促進を図るため、「環境」をキーワードに自由に参加できる、ネットワークの構築を目指しています。

そこで、具体的な取組として、「環境教育ネットワーク推進会議」を伊豆・東部、中部、西部の3地域で開催しました。

この会議では、各会場約30～50名が参加し、地域内で連携した環境学習を実施するため、現状と課題への共通理解を深めました。

参加者はそれぞれが取り組んでいる環境教育の内容を紹介し合ったり、連携型の実践例の報告をしたりして、お互いを知り、交流を深めました。参加者からの評判は上々で、次回の推進会議の早期開催を望む声を踏まえ、今後は会議のウェイトを「交流」から「連携」へ移行していく予定です。

その後、構築したネットワークを活かすイベントとして、多様な主体との協働により環境学習会を一斉に展開する「環境学習フェスティバル」を開催しました。

平成26年度は46団体92行事を開催し、環境学習への参加機運を高めるとともに、地域に根差した環境学習の機会の充実を図りました。

県は、実施される環境学習会の情報をリーフレットやホームページ等を活用して県民の皆様へ発信し、環境教育の多様な機会を設けました。

ネットワークはようやくスタートしたばかりで、現在、総勢約150名の方が参加しています。今後、情報の集約と発信、問題意識の共有、相互支援、県民へのきっかけづくりなどを積極的に進めていきます。



ネットワーク推進会議の様子



ネットワークイメージ図



ネットワークメンバー（記念撮影）



環境学習フェスティバル（冊子表紙）

第 1 章

静岡県の 環境の現状と 施策の実施状況

第1章 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

I ライフスタイル・ビジネススタイルの変革

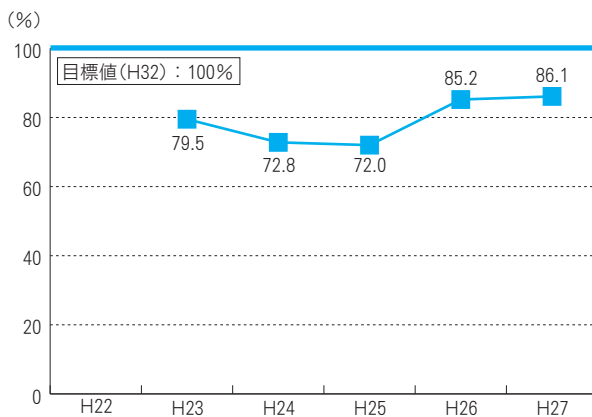
現 状

平成26年度の県政世論調査では、日頃から環境保全活動を実践している県民の割合は、85.2%と、前年度の72.0%から13.2ポイント向上した。一方、全く実施していない県民の割合は、前年度の4.0%から1.3%になった。家庭や事業所での節電や省エネ意識は定着しつつあるが、温室効果ガス排出抑制に配慮しつつ、経済活動も発展させていく必要があることから、引き続き、一人ひとりの様々な環境配慮行動の定着が求められる。事業所においては、エコアクション21などの環境マネジメントを省エネを進めるツールとして取り入れる動きがあり、県内のエコアクション21の認証事業所数は、平成26年度末現在935事業所で、都道府県別で全国1位を維持している。

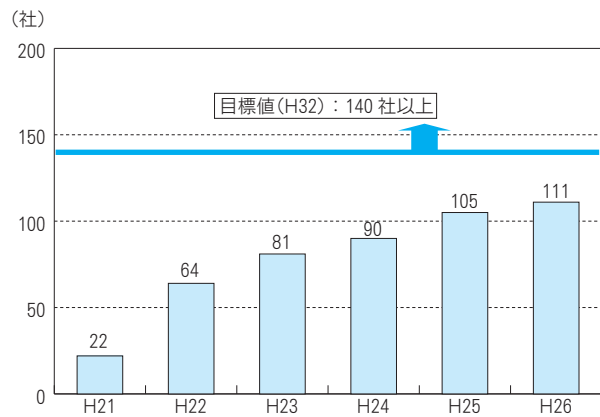
平成27年3月末現在で、「しずおか未来の森サポーター」企業は111社と、平成21年度の22社から着実に増加しており、県民参加の森づくりへの理解と機運の醸成が進んでいる。

ライフスタイル・ビジネススタイルの変革：主な環境指標の動向

環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合



地域との協働により森づくりを実施する企業数



施策の展開

環境学習フェスティバルの実施

- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等46団体が参加。
- ・平成26年度は、92の環境学習会を実施。

環境教育ネットワーク推進会議の開催

- ・伊豆・東部、中部、西部の3地域で148団体が参加。
- ・企業やNPO、社会教育施設、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制を構築。

静岡県環境学習コーディネーターの活用

- ・17人（平成27年3月現在）の「静岡県環境学習コーディネーター」が環境教育・環境学習の様々な相談に対応。



ネットワーク推進会議の様子

第1章 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

企業の森づくり活動の支援

- ・企業による社会貢献活動を、県民参加による森づくり活動につなげるため、平成18年度に「しずおか未来の森サポーター」制度を創設。平成27年3月末までに、38社の企業等と協定を締結。
- ・間伐等により林内に放置される未利用材を「紙資源」として有効活用する「ふじのくに森の町内会」は、平成27年3月現在、73の企業や団体が参加。



企業による植樹活動

エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及するため、セミナーやフォーラムを開催。
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場や事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式において評価項目とし、エコアクション21、ISO14001の認定取得を促進。

事業者の先進事例の広報等による環境配慮型経営の促進

- ・地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった4団体を表彰。

リサイクル認定製品の公共工事等における利用促進

- ・土木・農林事務所発注の26工事で「静岡県リサイクル認定製品」を使用。
- ・「建設技術フェア2014in中部」において、認定制度や認定製品を紹介。



建設技術フェア2014

新エネルギー施設見学会の開催

- ・自然が生み出すエネルギーに対する県民の理解を深めるため、新エネルギー施設の見学会やバスツアーを開催。

新技術の製品化に向けた開発等への助成

- ・産学官が連携して取り組む、太陽エネルギーや小水力エネルギー等を活用した新技術・新製品等の研究開発を支援する「新エネルギー活用研究開発事業費助成」として県内中小企業3社に助成。
- ・研究開発成果を活用した製品化を支援する「事業化推進助成」として、環境分野5社に助成。

新技術製品等の販路開拓支援

- ・国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ2015」に、県内企業11社・団体が出展し、171件の商談を実施。
- ・世界最大級の新エネルギー総合展「スマートグリッドEXPO」に、県内企業6社が出展し、68件の商談を実施。
- ・「全日本学生フォーミュラ大会」において県内企業が開発した小型EV等を展示。

II 低炭素社会に向けた取組

現 状

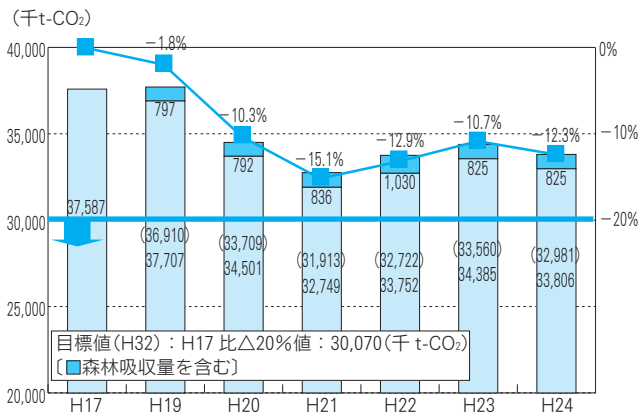
平成24年度における県内の温室効果ガスの排出量は、森林吸収量を含めると32,981千トンとなり、平成26年度に改定した「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の基準年度である平成17年度に比べ12.3%の減少となっている「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を計画的に進めている。

新エネルギー等の導入率は着実に増加しており、平成23年3月に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」で設定した目標「平成32年度（2020年度）末までに10%」を、前倒しで達成するよう取り組んでいる。東日本大震災以降、一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産池消を目指し、太陽光発電をはじめとした導入を加速するための取組を進めている。

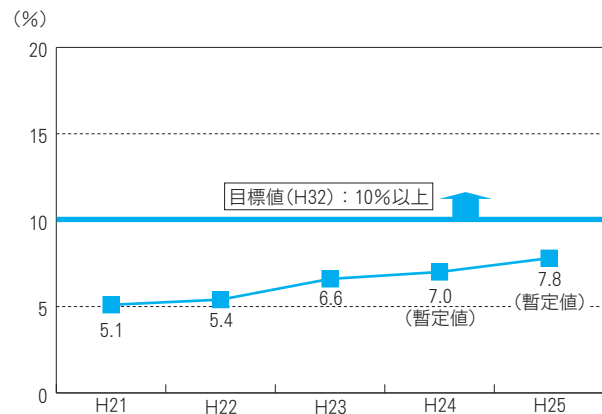
静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万9千ha、国有林が9万haである。森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水資源の涵養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、多面的な機能を有している。県では、二酸化炭素吸収源として認められる森林を確保するため、平成25年度に「静岡県特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を定め、効率的な森林整備を推進している。

低炭素社会に向けた取組：主な環境指標の動向

県内の温室効果ガス（二酸化炭素等6種）排出量・削減率



新エネルギー等導入率



施策の展開

ふじのくにエコチャレンジの展開

- ・家庭、仲間同士、クラスなどのグループが行う、地球温暖化防止に向けたユニークで自発的な取組を募集・公表・表彰するエコチャレンジACTION事業に、1,805チーム109,599人が参加。
- ・「ふじのくにエコチャレンジ」全体では、約16万人が参加し、約2,700トンの二酸化炭素を削減。

温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行促進

- ・平成25年度の温室効果ガス排出状況は、総排出量は10,427千トン - CO₂で、基準年度（平成22年度）に対して344千トン - CO₂の減少、率にして3.2%減少。

中小企業等の省エネルギー化の促進

- ・エコアクション21又はISO14001の認証を取得している県内事業所が行う、温室効果ガス削減が見込まれる設備の更新・改修を対して、10件の助成を実施。

県における地球温暖化対策の率先取組

- ・県庁から排出される温室効果ガス排出量を削減するため、平成27年3月に「新しずおかエコオフィス実践プラン」を策定。

地下水を活用した熱交換システムの普及

- ・産学官から構成する「静岡県地下水熱エネルギー利用普及促進協議会」を設置
- ・熱交換システムの知名度を高めるため、導入適地マップやマニュアルを作成し、公表。

太陽エネルギーの利用促進

- ・住宅用太陽光発電設備及び住宅用太陽熱利用設備の導入に対する助成、県の制度融資の利率引き下げによる中小企業等の導入に対する支援を実施。
- ・災害時に防災拠点や避難所となる公共施設への太陽光発電設備、蓄電池の導入、公共施設の屋根等を民間事業者に貸し出すなど、太陽光発電設備を導入する事業を実施。

環境にやさしい自動車社会の構築

- ・環境負荷の少ないEVやPHVなどの次世代自動車の普及を促進。
- ・EVやPHVの充電環境と利便性の向上を図るため、充電器の位置情報の配信、県施設等での充電器の一般開放などを実施。
- ・FCVの普及と燃料充填施設である水素ステーションの整備に向け、官民連携の協議会を開催。

県内のEV・PHV・電動二輪の普及状況（台）
（平成26年度末現在）

車種	台数
EV	3,040
PHV	1,205
小計	4,245
電動二輪	1,058
計	5,303

電動二輪は平成26年4月1日現在

緑化関係団体と連携した公共的空間の緑化の推進

- ・「ふじのくにの魅力をもつて花と緑のまちづくり計画」に基づき、関係部局や緑化関係団体と連携し、公共的空間の緑化や県民参加による持続的な緑化を推進。
- ・学校法人興福寺学園花園幼稚園（浜松市）、富士市教育複合施設（富士市）など4か所の公共的施設などの緑化を実施。



園庭の芝生化

森林の適正な管理・施業の促進

- ・二酸化炭素の吸収源として認められる森林を確保するため、効率的な森林整備の推進、保安林の適正な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の促進、県民参加の森林づくり等の推進、森林資源データの整備の5つの継続的な取組を推進。

Ⅲ 循環型社会に向けた取組

現 状

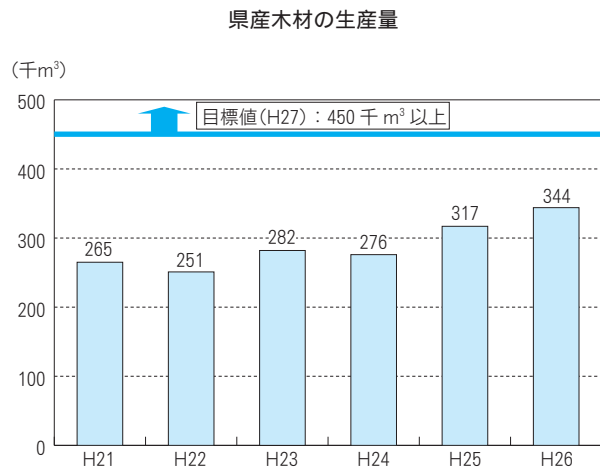
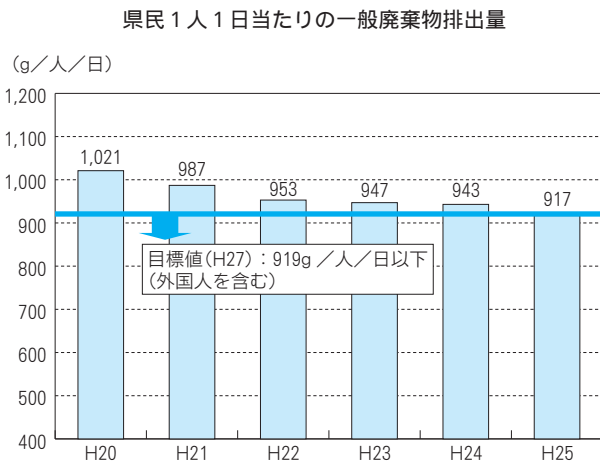
本県の平成25年度の一般廃棄物排出量は約127万4千トンで、これは県民（外国人を含む）1人1日当たり917グラムのごみを排出したことになり、前年度の943グラムから26グラム減少した。

また、平成25年度の産業廃棄物排出量は、1,086万トンで、前年度の1,103万トンに比べて、約17万トン減少した。

本県の森林のうち、民有林（国有林以外の森林）の約6割は植林され、育てられた人工林である。スギ、ヒノキ人工林の約9割は、木材として利用可能となる40年生を超えており、人工林から生み出される木材は、再生産可能な資源であることから、その循環利用が期待されているが、林業生産活動の停滞により、その資源量に見合った十分な利用がされていない。

平成24年の県内の水の年間需要量は、約41.4億 m^3 で、昭和45年の55.2億 m^3 から25.0%の減少となっているが、しばしば渇水が発生する水系もあることから、引き続き水の大切さなどについての啓発が必要である。

循環型社会に向けた取組：主な環境指標の動向



施策の展開

“もったいない”精神を高揚する各地域におけるリーダーの養成

- ・各地域の実情に即した啓発教室が市町等の職員により実施できるよう、市町職員を対象にした廃棄物・リサイクル学習指導法講座を開催し、32人が参加。

エコショップ宣言制度の拡大

- ・環境負荷の少ないライフスタイルを求める消費者と3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供に取り組んでいることを伝えたい小売店、飲食店、ホテルなどの事業者とを結ぶ「ふじのくにエコショップ宣言制度」を実施。
- ・各種イベント等での広報による新規登録店舗の拡大、専用ホームページでの登録店舗紹介、優秀店舗の表彰を行った結果、866店舗（平成27年3月現在）まで登録が拡大。



体験学習の指導法講座

県による率先行動

- ・私物ごみ持ち帰り運動や県庁内統一の分別表示の掲示などによるごみ分別の周知徹底などを実施。
- ・庁内関係課で構成する「ごみ削減ワーキンググループ」が目標として掲げた「平成26年度までに平成20年度比で可燃物（シュレッダー紙を除く）7%以上削減」に対し、24.9%の削減を実現。

排出事業者等への指導や監視

- ・健康福祉センター及び産業廃棄物特別監視員により、排出事業者及び処理業者に対する立入検査を3,011件実施。
- ・産業廃棄物が適正に処理されるよう違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出業者や処理業者に対して、平成26年度は14件の行政処分を実施。

森林技術者の育成確保

- ・林業の基本的な技術と知識を有する者に対し、現場技術や現場管理能力の習得等を支援した結果、平成26年度末までに447人の適正な森林管理を担う森林技術者を育成。
- ・就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」や就業希望者が林業の仕事を体験する「しずおか森林の仕事体験会」等を開催した結果、平成26年には新たに73人が新規に就業。

品質の確かな製材品の利用拡大

- ・「しずおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した住宅の新築、増改築を行う県民に対して、その住宅取得にかかる費用の一部を助成（平成26年度 716棟）。
- ・住宅施工者を「しずおか木の家推進事業者」として登録（平成26年度末 769者）し、県産材を使用した木造住宅の広報マンとして営業を展開。

地下水位や塩水化などの監視

- ・県内13地域の156か所で地下水位観測調査を実施（平成26年）。ここ10年の調査結果は、浜名湖西岸地域で上昇傾向、その他の地域でほぼ横ばい。
- ・県内10地域324か所で地下水の塩水化調査を実施（平成26年）。塩化物イオン濃度が200mg/lを超えた井戸が37か所あり、うち16か所では1,000mg/lを超える高い濃度を観測。
- ・大井川地域で地盤沈下調査を実施（平成26年度）。最大沈下量は2.9mm/年。（環境省の公表基準は年間20mm以上の沈下）

地盤沈下・塩水化等の地下水障害の防止

- ・地下水障害の防止と有効利用の両立を目的とし、平成25年度から地下水系ごとの利用可能量を把握する調査を実施。

雨水・再生水の利用普及などの水の循環利用の促進

- ・次代を担う子供を対象として、「水の出前教室」などの啓発事業を実施。平成26年度は74校4,469人が受講。
- ・「静岡県の湧き水」を県ホームページに掲載。



水の出前教室

IV 自然共生社会に向けた取組

現 状

森林が県土の約3分の2を占め、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇る自然環境を有している。

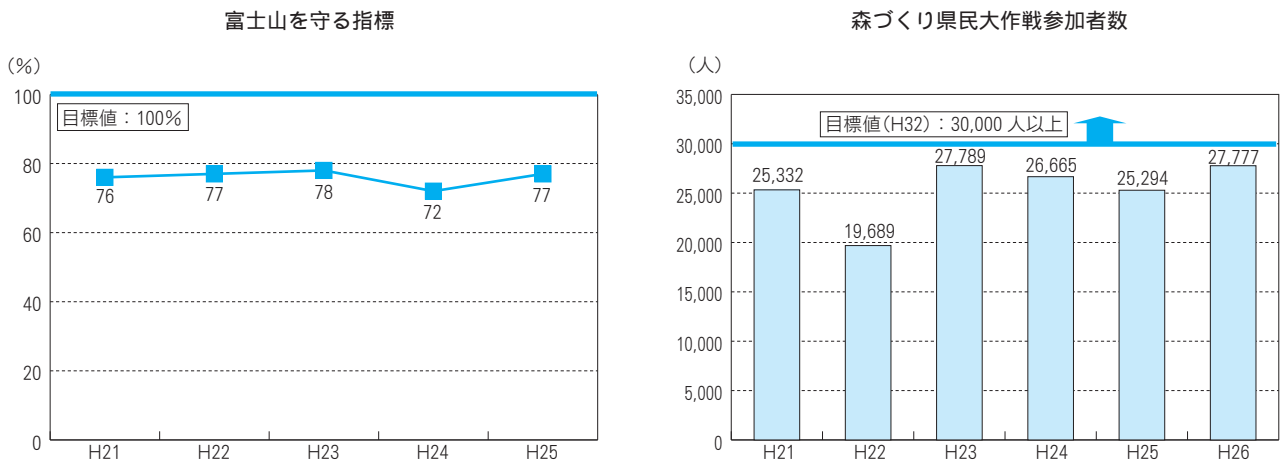
平成25年6月に、富士山が世界文化遺産に登録されたことにより、外国人や登山初心者等、来訪者は多様化しており、環境負荷の増大が懸念される中で、県では多言語によるマナーガイドブックの作成・配布や富士山クリーンアップ大作戦等の清掃活動を通じて環境保全意識の高揚を図っている。静岡・山梨両県は富士山の現状や環境への負荷、環境保全対策・活動の状況などを把握する"ものさし"として定めた「富士山を守る指標」により、県民、事業者、利用者、行政の取組状況を評価している。

本県は、豊かな自然に恵まれ、全国でも有数の動植物相を誇り、植物は3,499種、動物は7,187種の生育が確認されている。

県内の陸域・淡水域に生育又は生息する動植物8分類群を対象とした調査結果では、確認された種の約1割に当たる1,048種は絶滅のおそれがあるとされている。

豊かな自然と身近にふれあうことは、自然環境に対する意識と理解を高めるために最も有効な方法であることから、県民の森をはじめ、県立森林公園など7か所の自然ふれあい施設を設置している。春と秋に森づくり県民大作戦を開催しており、平成26年度の参加者は2万7千人を超えた。

自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向



平成24年度からは新基準による評価

施策の展開

森の力再生事業の実施

- ・森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林のうち、本来、森林が持っている土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、緊急に整備が必要な森林について森林（もり）づくり県民税を充当し、その再生のための森林整備を推進。
- ・平成26年度は、1,052haの荒廃森林を整備。

多様な主体との協働による自然環境保全対策の推進

- ・富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯（三保の松原は除く。）並びに保全管理区域に不法投棄され、かつ原因者が不明又は死亡等により撤去の見込みがない産業廃棄物の撤去活動を行う非営利団体及び市町（政令市を除く。）に対する助成制度を設置。
- ・平成26年度は、2団体が、廃タイヤ、建設廃材等約47トンを撤去。

第1章 静岡県環境の現状と施策の実施状況

南アルプスにおける自然環境保全とユネスコエコパークの推進支援の取組

- ・平成26年6月、南アルプス国立公園を核とした静岡、山梨、長野の3県にわたる南アルプス地域がユネスコエコパークに登録が決定。管理運営主体の関係10市町村の取組を、山梨、長野両県と連携して支援。

指定希少野生動植物の指定

- ・静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、淡水魚類のカワバタモロコ、ヤリタナゴを指定希少野生動植物として指定し、平成27年4月1日から採取や損傷などを禁止。

生態系に悪影響を与えるおそれのある野生鳥獣の個体数調整

- ・生息数が増えすぎたニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、被害の軽減を図るため、平成26年度は、伊豆地域で8,562頭、富士地域では4,721頭を捕獲。

鳥獣被害対策総合アドバイザーの育成

- ・各地域の被害状況に即した総合的な被害防止対策を指導できる「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」の養成を進め、平成26年度までに284人を養成。

世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取組支援

- ・世界ジオパークネットワークへの加盟を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会に対して支援を実施。
- ・平成26年度は、ジオガイド養成講座やジオガイド認定試験等の人材育成やジオツアーや地域住民を対象とした勉強会（延べ約10,000人参加）などを通じて、ジオパークの知識普及と地元での意識醸成など、世界ジオパークネットワークへの加盟に向けた活動を実施。



海の中もジオパーク（伊東市）

協働による農地等の保全活動の促進

- ・「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」などの多様な主体の参画による農地保全活動を促進。平成26年度は、183組織が「ふじのくに美農里プロジェクト」に取り組み、「一社一村しずおか運動」については、平成27年3月末までに41の認定活動を実施。

地産地消の推進

- ・「ふじのくに地産地消週間（毎月19日～23日）」を中心に、シンボルマーク等の活用を通じて民間が行う地産地消の取組を支援。
- ・2月と8月を地産地消強化月間として量販店等での地産地消フェアの開催を促進し、平成26年度は延べ526店舗が参加。

IV 自然共生社会に向けた取組（良好な生活環境の確保）

現 状

炊事、洗濯、風呂等日常生活に伴って排出される生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等生活排水処理施設の整備が有効ですが、本県の汚水処理人口普及率（汚水処理人口 / 行政人口）は、平成26年度末においては、全国36位で77.8%にとどまっております、全国の89.5%を下回っています。

平成26年度の生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、90.8%（河川95%、湖沼50%、海域87%）であった。

近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により土壌汚染が顕在化している。平成26年度末の、県内における土壌汚染の事例数は法対象外も含めて163件で、そのうち浄化対策が終了したものは99件となっている。

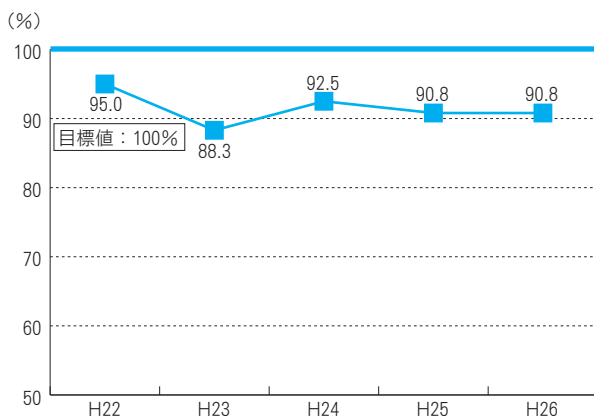
平成26年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成率は、100%となった。しかし、微小粒子状物質は20測定局で、また、光化学オキシダントは有効測定局43局すべてで環境基準を達成できなかった。

自動車騒音については、平成26年度、面的な評価を実施した結果、217,414戸中206,432戸（適合率94.9%）で環境基準を達成した。

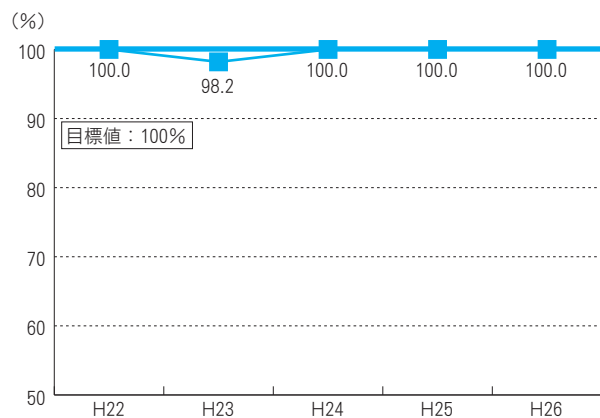
うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心も拡大している。平成26年度の県政世論調査では「身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は55.5%となり、基準年である平成22年度の53%から2.5ポイント増加した。

自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向

水質汚濁（BOD,COD）に係る環境基準達成率



大気汚染（4項目）に係る環境基準達成率



施策の展開

適切な生活排水処理施設整備の推進

- ・国の浄化槽設置整備事業及び県費補助事業（政令市は対象外）を利用し、平成26年度には、32市町が4,766基に対して補助を実施。
- ・合併浄化槽の機能を適正に発揮させるために必要な保守点検、清掃、法定検査を、管理者責任を負う設置者が確実に履行するよう、講習会や県ホームページ等で周知。



浄化槽をお持ちの方は、次の3つが法律で、義務付けられています！

1. 保守点検の実施（年に3～4回以上）
2. 清掃の実施（年に1回以上）
3. 法定検査の受検（年に1回）

水環境を守るため、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を必ず行ってください。

第1章 静岡県の環境の現状と施策の実施状況

工場・事業所への自主管理の促進や常時監視の強化

(環境水域における保全対策)

- ・国及び県は、42河川、2湖沼、海域について環境基準の類型を設定。
- ・平成6年度から平成21年度に、環境基準の見直しのため36水域について調査・解析を行い、18水域について上位類型に変更。
- ・県は、平成17年から平成23年に、水生生物の保全に係る環境基準の類型について、40河川、1湖沼58水域について調査・解析を行い、平成25年度までに類型指定を設定。

(環境大気に係る対策の実施)

- ・一般環境大気測定局58局と自動車排出ガス測定局10局を設置し、平成23年度から追加した微小粒子状物質（PM2.5）を含む6項目について常時監視を実施。監視・測定結果は、毎年度定期的に公表。

大気汚染の監視と健康被害の未然防止

- ・紫外線が強く気温も高い5月1日から9月30日までの間は、光化学オキシダントが発生しやすいことから、毎年市町の協力を得て、光化学オキシダントの監視体制を強化。
- ・期間中は、光化学発生オキシダントの発生状況を予測し、その内容を「光化学オキシダント情報」として提供。
- ・必要に応じて、大気汚染防止法で規定された緊急時の措置（注意報等の発令等）を行い、県民の健康被害を未然に防止。

緑化を実践する人づくりの推進

- ・（公財）静岡県グリーンバンクの実施する緑化事業への助成を通じ、県民に緑の大切さの普及啓発や県民の緑化活動への技術的支援を行うとともに、緑化ボランティアの養成研究や緑化活動を支援。平成26年度は、延べ8,888団体の緑化活動の支援を実施。

環境影響評価の推進

- ・大規模な開発事業の実施に際し、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、事前に環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴くなど十分な環境保全措置を講じるよう環境影響評価を実施。
- ・本県では、環境影響評価法の対象事業に加え、環境影響評価法の対象に満たない規模や対象外の事業について、静岡県環境影響評価条例の対象とし、県内で実施される大規模開発事業について幅広く環境影響評価を実施。
- ・平成27年1月から「工場等の建設のうち」、燃料の全てにバイオマスを使用する場合に限り、アセスメント対象要件の排出ガス量を緩和。

試験研究機関の連携による研究の推進

- ・産業技術の高度化や異なる技術分野の相互連携など産業界の技術動向に対応するとともに、環境保全や県民の健康増進、ユニバーサルデザインの導入など県の重要施策課題を技術的に解決するため、試験研究機関の枠を超えた「新成長戦略研究」を実施。

第 2 章

静岡県環境基本 計画の進捗状況

第2章 静岡県環境基本計画の進捗状況

環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、県では、平成23年3月に、第3次静岡県環境基本計画を策定。同計画では、23項目の環境指標を設定するなどし、計画の進捗状況を把握している。

1 静岡県環境基本計画の進捗状況の評価

(1) 評価区分の状況

23項目の環境指標による評価は、下表のとおり。

区分	評価区分						計
	A	B ⁺	B	B ⁻	C	D	
ライフスタイル・ビジネススタイルの変革		1	1	1			3
低炭素社会に向けた取組		2		2	1		5
循環型社会に向けた取組	4	1		2	1		8
自然共生社会に向けた取組	1		2	3(2)	1		7(6)
計	5	4	3	8(7)	3		23(22)

() は再掲指標を除いた数

(2) 特記事項

エコアクション21などの環境マネジメントを導入している事業所は、着実に増加している。特に都道府県別のエコアクション21の認定事業所数は、平成26年3月現在で、全国一となっている。

県内の温室効果ガス排出量や廃棄物の排出量は、削減が進んでいるが、景気動向の影響も考えられることから、地道な取組が求められる。

各指標の数値の推移については、次ページ以降のグラフを参照。

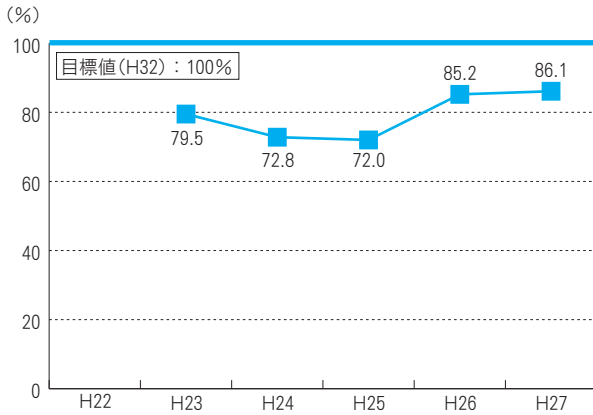
2 評価区分の見方

評価区分の見方は、下表のとおり。

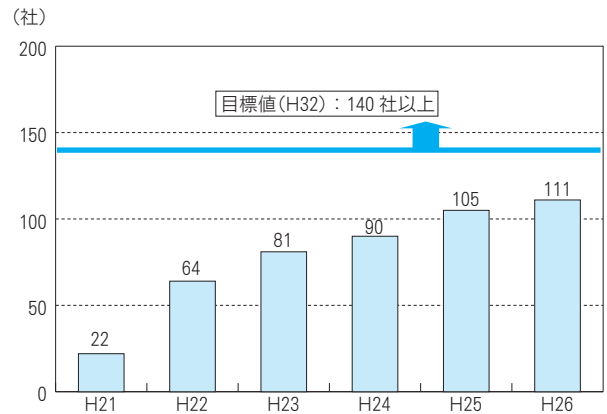
評価区分	評価及び達成の状況	
A	目標の早期実現が可能	
B	B ⁺	現状値が目標設定時の推移の想定以上で、目標達成が見込まれる
	B	現状値から判断し、目標達成が見込まれる
	B ⁻	現状値に若干の遅れが見られるが、目標達成は十分可能と見込まれる
C	目標達成に向け、より一層の推進を要する	
D	目標達成が困難	

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

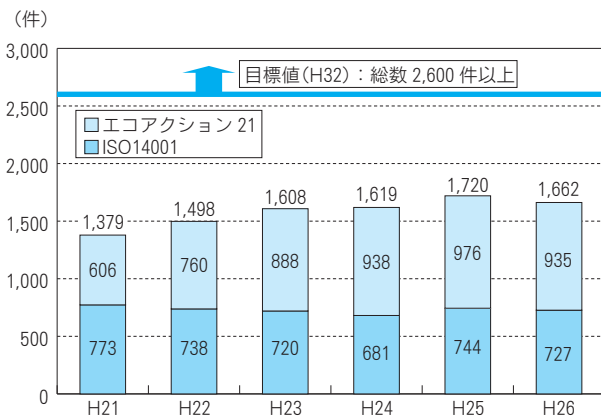
【指標】環境にやさしい行動をしている県民の割合
「県民意識調査」による節電、リサイクル、自然保護活動など、環境に配慮した暮らし方を実践する人の割合 [評価 B⁺]



【指標】地域との協働により森づくりを実施する企業数
「しずおか未来の森サポーター」として活動しているサポーター企業の数 [評価 B⁺]

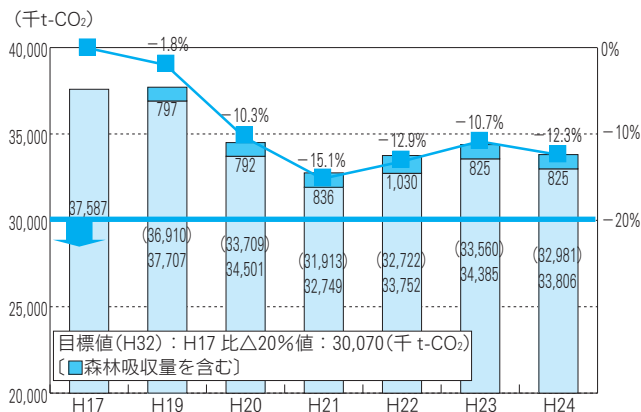


【指標】エコアクション21やISO14001取得事業所数
環境マネジメントであるエコアクション21やISO14001を取得している事業所の数 [評価 B⁺]

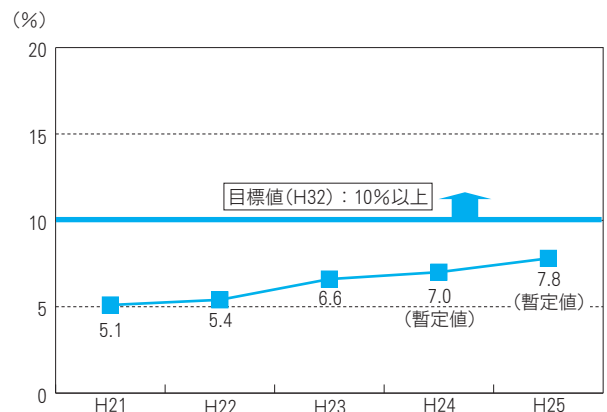


低炭素社会に向けた取組

【指標】県内の温室効果ガス排出量の削減率
温室効果ガス (CO₂等6種類) 排出量の基準年度 (平成2年度) に対する削減割合 (森林吸収量含む) [評価 B⁺]

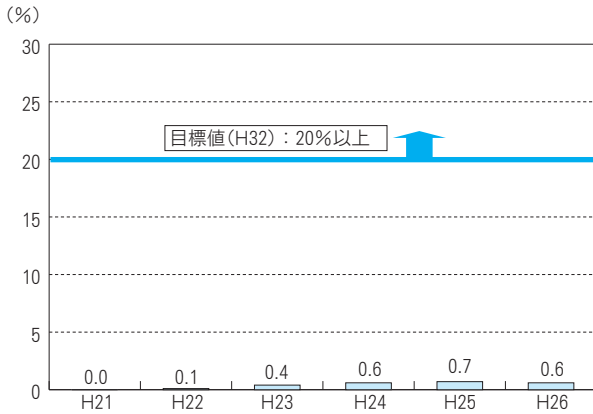


【指標】新エネルギー等導入率
県内の最終エネルギー消費量に対する新エネルギー等導入量 (天然ガスコージェネレーション含む) の割合 [評価 B⁺]

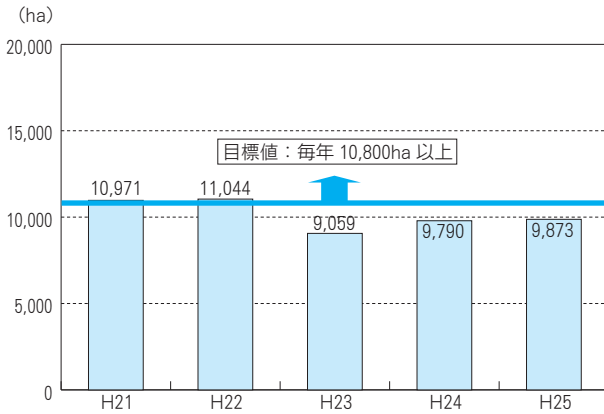


【指標】EV、PHVの販売台数

新車販売台数に占める電気自動車及びプラグインハイブリッド車の販売台数の割合 [評価 B-]



【指標】森林吸収量確保に向けた年間森林整備面積
間伐面積と保育面積（下刈、枝打、除伐）と森の力再生事業により整備した面積の合計 [評価 C]

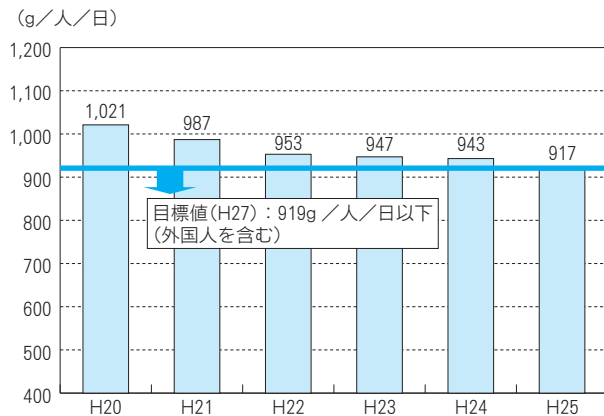


循環型社会に向けた取組

【指標】県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量

家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみの1年間の合計を、日数及び県民の数で除した量

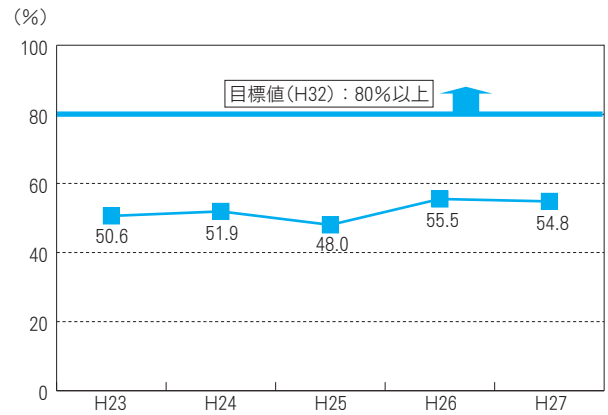
[評価 A]



【指標】身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思ふ人の割合

身近な公共的空間の花や緑の量に対する県民へのアンケートの結果 (この指標としても設定)

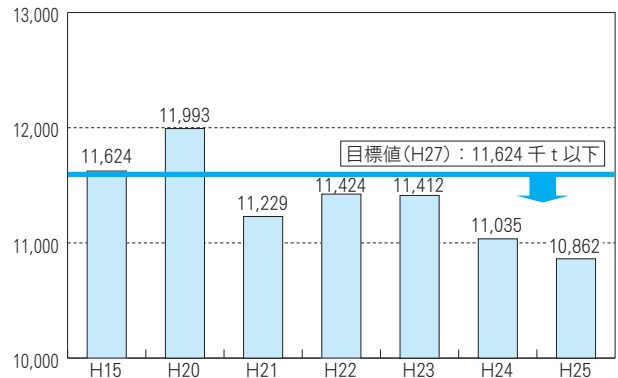
[評価 B-]



【指標】産業廃棄物排出量

「静岡県廃棄物実態調査」による「産業廃棄物の排出量」 [評価 A]

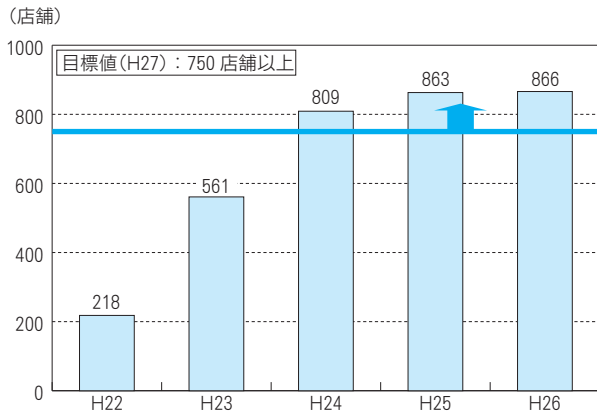
(千t/年)



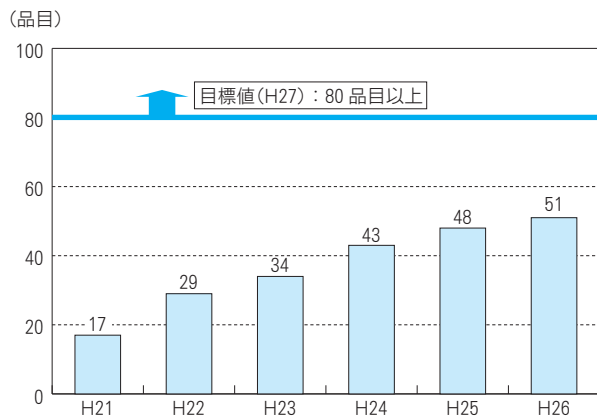
第2章 静岡県環境基本計画の進捗状況

【指標】ふじのくにエコショップ登録店舗数
3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供
を実施している小売店等で「ふじのくにエコショッ
プ宣言制度」に登録している店舗等の数

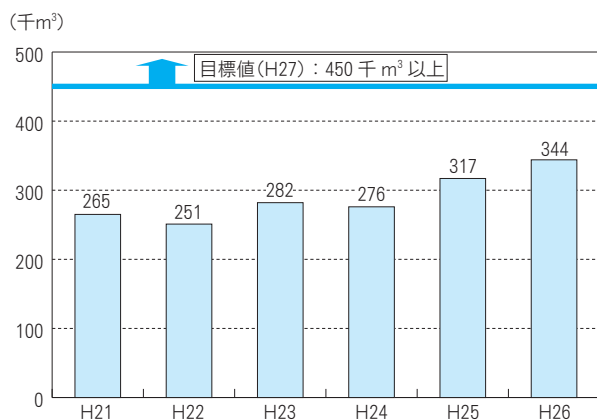
【評価 A】



【指標】リサイクル認定製品の数
県のリサイクル製品認定制度において、認定され
た製品の数【評価 B-】

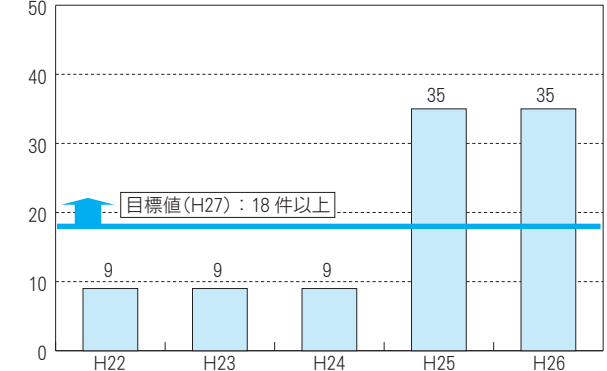


【指標】県内木材の生産量
県内の森林から生産された木材生産量
【評価 B-】

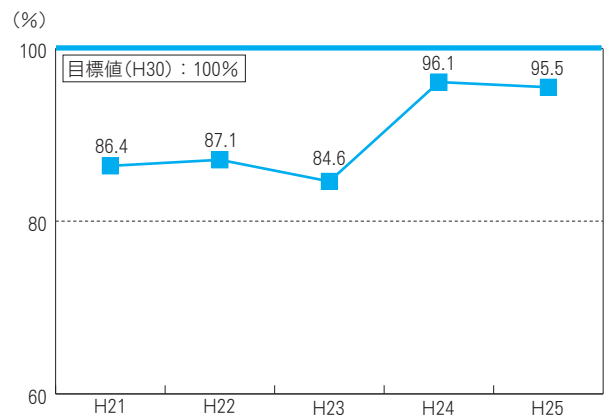


【指標】廃棄物の地域循環システムを構築している数
地域の特性に応じて、地域で発生した廃棄物を、
その地域内で再資源化する取組が行われている数

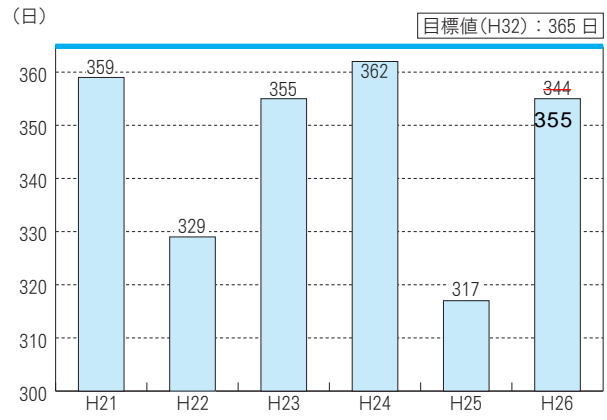
【評価 A】



【指標】下水汚泥リサイクル率
県内の下水処理場から発生する汚泥が堆肥等にリ
サイクルされた割合【評価 B+】

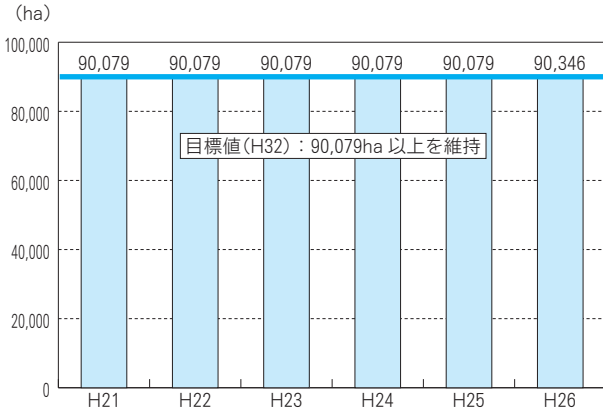


【指標】水道水の安定供給日数
水道水が、天候や災害に左右されず、断減水する
ことなく供給された日数【評価 C】

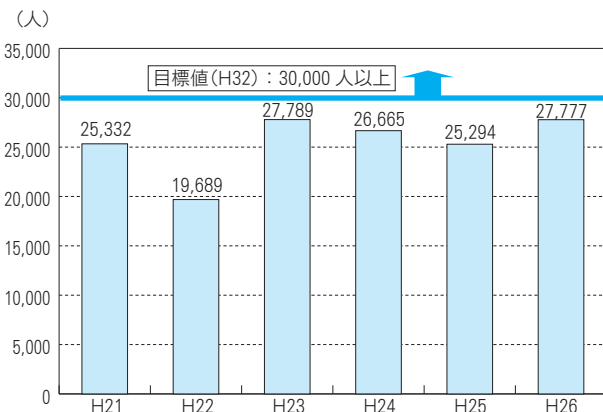


自然共生社会に向けた取組

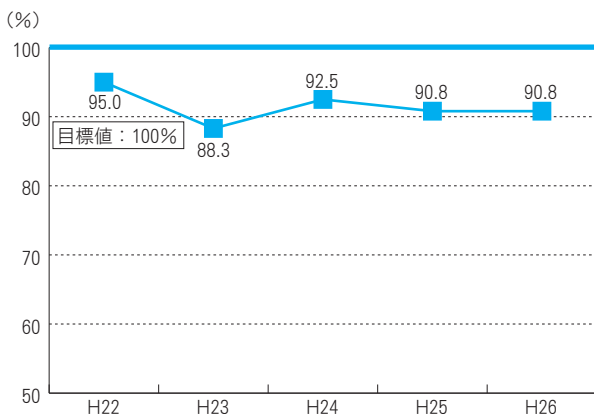
【指標】生物多様性の確保に寄与する自然公園等の面積
 自然公園（国立、国定、県立）、原生自然環境保全地域（国指定）、自然環境保全地域（国指定、県指定）、希少野生動植物保護条例による生息地等保護区の面積の合計【評価 B】



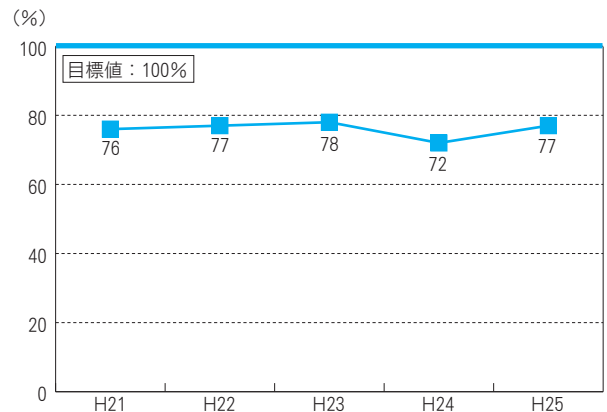
【指標】森づくり県民大作戦参加者数
 春と秋の森づくり県民大作戦の参加者の延べ人数【評価 B】



【指標】水質汚濁に係る環境基準達成率
 公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準の代表指標である生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）を達成した測定地点の割合（環境基準達成地点数÷測定地点数）【評価 C】



【指標】富士山を守る指標
 富士山の環境への負荷軽減や自然環境の保全等を図るための取組の達成度【評価 B】

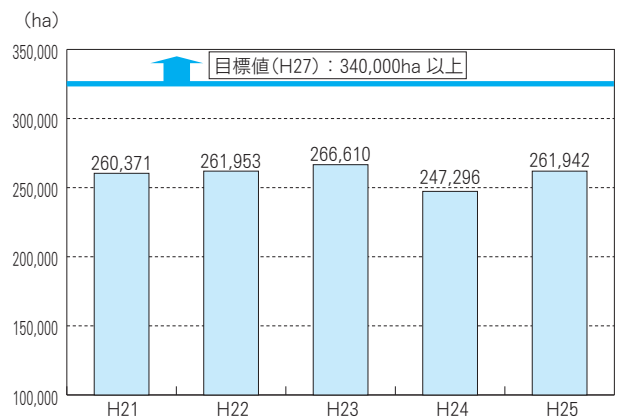


H24からは新基準による評価

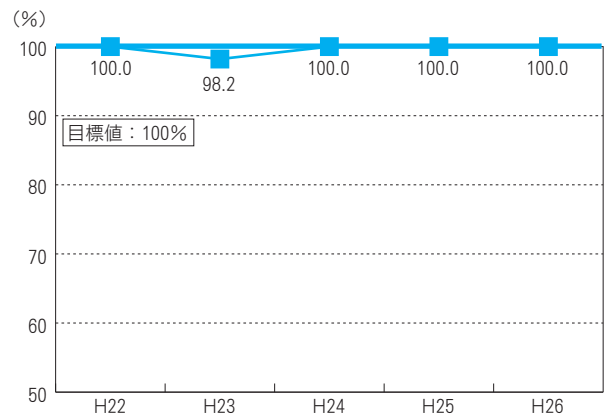
【指標】森林の多面的機能の発揮のため適正に管理されている森林面積

一定のまとまりをもった森林の経営計画を樹立している森林の面積、保安林など法令等に管理・保全されている森林の面積、公用林及び間伐等の保育を実施した森林の面積の合計

【評価 B】



【指標】大気汚染に係る環境基準達成率
 大気に係るSO₂、NO₂、CO、SPMの環境基準を達成した測定地点の割合（環境基準達成地点数÷測定地点数）【評価 A】



資 料 編

1 県における環境行政組織

(1) 環境局の組織図（平成27年度）

[本 庁]

環境政策課	[局の総括、環境政策の企画・調整、環境学習の支援、地球環境対策の推進]
総務班 企画班 地球環境班 新エネルギーについては、平成24年度4月に企画広報部政策企画局エネルギー政策課に移管	局内の予算・経理の総括 総合的な企画・調整、環境学習に対する支援等 地球温暖化防止対策の推進
環境ふれあい課	[自然とのふれあいの推進、緑化の推進]
自然ふれあい班 緑化班	森づくりに関する普及啓発、悠久の森の管理等 自然ふれあい拠点づくり、自然とのふれあいの普及啓発等 エコツーリズムの推進 緑化の推進、環境緑化団体の指導等
自然保護課	[豊かな自然環境の保全、生物の多様性の確保]
自然公園班 鳥獣捕獲管理班 野生生物保護班 富士山保全班	自然公園の計画・許認可、自然環境の保全等 野生動物の捕獲・管理等 野生動植物の保護、狩猟免許等 富士山・浜名湖環境保全対策
廃棄物リサイクル課	[廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理]
資源循環班 一般廃棄物班 産業廃棄物班 不法投棄対策班	3Rの推進等 一般廃棄物処理施設の整備支援と適正処理指導等 産業廃棄物関係の許認可と適正処理指導等 産業廃棄物の不法投棄対策等
生活環境課	[大気水質等環境保全、有害化学物質対策]
大気水質班 環境影響評価班	大気汚染防止対策、騒音・振動・悪臭対策、有害化学物質対策 水質汚濁防止対策、土壌汚染対策、有害化学物質対策等 環境影響評価、公害防止計画、公害紛争処理等
水利用課	[水資源の管理と有効利用の促進、水道用水の安定供給促進]
水利用班 水道環境班	水資源管理、有効利用のための啓発活動等 水道事業認可、建築物衛生環境確保、遊泳用プール衛生確保等

[出 先]

環境衛生科学研究所

総務課	人事、予算及び経理総括、財産管理等
総務班	
企画調整課	研究の調整、知的財産権事務、広報、検査施設の信頼性確保等 環境学習に対する支援等
企画調整班	
環境科学部	未規制化学物質に係る調査研究、内分泌かく乱化学物質に係る調査研究 農業等による環境汚染調査研究、化学物質環境実態調査 富士山の地下水を活用した熱交換システムの普及 水資源を活用した調査研究、外来種の生態調査研究等
環境科学班	
微生物部	感染症情報センターの設置による情報提供 ウイルス・リケッチア等の検査・調査研究、感染症発生動向調査等 食中毒・感染症・人獣共通感染症・食品等に関する検査・調査研究等 環境・人等の病原菌の検査・調査研究、貝毒・医薬品等の検査
ウイルス班 細菌班	
医薬食品部	医薬品等の理化学的試験検査・調査研究、医薬品製造業者等への技術研修・品質管理指導 ファルマバレープロジェクトに関連した創薬探索研究 農畜産物中の残留農薬等の試験検査・調査研究 生活関連商品の試験検査・調査研究、啓発講座の開催等
医薬班 食品班	
大気水質部	公共用水域及び地下水の水質に関する監視・調査研究等 水質事故調査、ダイオキシン類に関する環境監視等 大気環境に関する監視・調査研究等 騒音振動に関する監視・調査研究・指導等、悪臭に関する調査研究・指導等
水質環境班 大気騒音環境班	

(2) 附属機関（審議会等）

平成27年9月現在

名称	根拠法令	定員	任期	現員数	審議(調査)事項
静岡県環境審議会	環境基本法第43条 自然環境保全法第51条 第1項	30人以内	2年	20人 ()	環境の保全に関する基本的 事項
企画部会	静岡県環境審議会 条例第5条第1項	-	2年	9人	環境基本計画の推進に関する 事項
水質部会		-	2年	7人	公共用水域の水生生物の保全に 係る水質環境基準の類型指定等 水質汚濁防止に関する事項等
温泉部会		-	2年	10人	温泉法に基づく土地掘削、 増削及び動力装置許可申請 等に関する事項
自然公園 部 会		-	2年	11人	自然公園の公園計画の変更 に関する事項
鳥獣保護 管理部会		-	2年	13人	鳥獣保護事業計画及び特定鳥 獣保護管理計画の策定、変更 等鳥獣保護に関する事項
希少野生 動植物 保護部会		-	右記の調査審議 が終了したとき、 又は2年	5人	希少野生動植物の保護に関 する事項
廃棄物 リサイクル 部 会		-	右記の調査審議 が終了したとき、 又は2年	10人	第3次静岡県循環型社会形 成計画の策定に関する事項
地球温暖化 防止部会		-	右記の調査審議が 終了したとき、 又は2年	6人	温室効果ガス排出削減計画 書制度等の見直しに関する 事項
静岡県 公害審査会	公害紛争処理法第13条 静岡県公害紛争処理条例 第2条	9～15人	3年	12人	公害の紛争処理
静岡県 環境影響 評価審査会	静岡県環境影響評価条例 第46条	15人以内	2年	15人	開発に係る環境影響評価等 に関する技術的な事項等

委員とは別に、各部会に属する特別委員26人を委嘱。
各部会における委員には重複あり。

2 環境基本条例の構成等

(1) 静岡県環境基本条例の構成

前文 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での私たちの権利であるとともに、良好で快適な環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

第1章 総 則

第1条 目 的

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

第2条 定 義

第3条 基本理念 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
地域特性を生かした自然と人との共生の確保
国際的協力の下での地球環境保全の積極的な推進

第4条 県の責務

第5条 市町の責務

第6条 事業者の責務

第7条 県民の責務

第8条 静岡県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第9条 環境基本計画

第10条 県の施策の策定等に当たっての配慮

第11条 環境影響評価の推進

第12条 規制の措置

第13条 誘導的措置

第14条 公共的施設の整備等の推進

第15条 資源の循環的な利用の促進等

第16条 教育及び学習の振興

第17条 民間団体等の自発的な活動の促進

第18条 情報の提供

第19条 調査及び研究の実施等

第20条 監視、測定等の体制の整備

第21条 公害に係る紛争の処理等

第22条 国及び他の地方公共団体との協力

第3章 地球環境の保全

第23条 地球環境の保全に資する行動指針の策定等

第24条 地球環境の保全に関する国際協力の推進

(2) 環境に関する条例等の体系

静岡県環境基本条例

総合的な環境対策	静岡県生活環境の保全等に関する条例、静岡県環境審議会条例、静岡県地球環境保全等に関する基金条例 等
循環型社会の形成	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱、静岡県一般廃棄物処理施設設置の適正化に関する指導要綱、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則 等
健全な水循環の確保	静岡県地下水の採取に関する条例、静岡県地下水の採取に関する条例施行規則、静岡県工業用水道及び水道給水規程、静岡県工業用水道及び水道施設の維持管理要綱 等
水環境の保全	静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例、浄化槽法施行細則、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則、静岡県流域下水道設置条例、静岡県流域下水道事業特別会計設置条例、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例、畜産経営環境保全総合対策指導事業実施要綱、海水浴場水質保全対策要綱 等
大気環境の保全	静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、大気汚染緊急時対策実施要綱、光化学オキシダント緊急時対策実施要領 等
騒音・振動・悪臭対策の推進	静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（再掲） 等
土壌・地盤環境の保全	静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）、静岡県肥料取締規則、静岡県汚染土壌適正処理指導要綱 等
化学物質対策の推進	静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、食品衛生法施行条例、静岡県食品衛生規則、毒物及び劇物取締法施行細則 等
公害紛争の適正処理、公害防止の推進	静岡県公害紛争処理条例、静岡県公害紛争処理規則、静岡県環境影響評価条例、静岡県環境影響評価条例施行規則、静岡県環境影響評価技術指針、公害審査会運営規程、公害苦情相談員設置要綱、静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲） 等
自然環境の保全	静岡県自然環境保全条例、静岡県自然環境保全条例施行規則、静岡県文化財保護条例、静岡県立自然公園条例、静岡県立自然公園条例施行規則、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則、国定公園の事務処理に関する規則、温泉法施行細則、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県河川愛護奨励規則、静岡県中山間地域等直接支払基金条例、静岡県緑と水のふるさと基金条例 等

森林・林業の多面的機能の発揮	森林法施行細則、静岡県森林と県民の共生に関する条例、静岡県もりづくり県民税条例、静岡県森の力再生基金条例、静岡県森林を守り育てる人づくり基金条例、静岡県森林整備地域活動支援基金条例、静岡県林業・木材産業改善資金貸付規程、静岡県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱、林業種苗法関係業務実施要綱、森林病虫害等防除法施行細則、静岡県森林害虫等検査規程、静岡県森林施業団地共同化事業実施要領、静岡県営林規則、静岡県営林規則施行規程、中山間地域林業整備事業実施要領、静岡県営林管理要綱、静岡県営林経営要綱、森林災害予防啓発普及事業実施要領、県営林道事業施行要領、静岡悠久の森管理要綱 等
生物の多様性の確保	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第14項ただし書等に規定する標識の寸法を定める条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則、静岡県希少野生動植物保護条例、静岡県希少野生動植物保護条例施行規則、静岡県文化財保護条例、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、静岡県自然環境保全条例（再掲）、静岡県自然環境保全条例施行規則（再掲）、静岡県立自然公園条例（再掲）、静岡県立自然公園条例施行規則（再掲）、静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則（再掲）、国定公園の事務処理に関する規則（再掲）、温泉法施行細則、温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県内水面漁業調整規則、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則 等
自然とのふれあいの増進	静岡県立森林公園森の家等の設置及び管理に関する条例、静岡県立森林公園森の家等の設置及び管理に関する条例施行規則、静岡県立自然公園条例（再掲）、静岡県立森林公園設置要綱 等
水と緑のふれあい空間の創造	都市緑地保全法施行細則、静岡県都市公園条例、静岡県都市公園条例施行規則 等
景観・歴史的文化的環境の保全	静岡県屋外広告物条例、静岡県屋外広告物条例施行規則、静岡県屋外広告物審議会規則、静岡県風致地区条例、静岡県風致地区条例施行規則、風致地区内における大規模な建築及び宅地造成行為等に関する指導基準、静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例、静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例施行規則、静岡県文化財保護審議会条例、静岡県文化財保護審議会規則、静岡県文化財保護条例、静岡県文化財保護条例施行規則、静岡県埋蔵文化財保護事務に関する規則、静岡県出土文化財の管理等に関する規則 等
地球環境の保全	静岡県地球温暖化防止条例、静岡県地球温暖化防止条例施行規則、静岡県生活環境の保全等に関する条例（再掲）、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（再掲）
各主体の自発的な活動の促進	環境保全資金貸付金利息補給要綱、静岡県中小企業高度化資金貸付規則 等
土地利用	静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱、静岡県土採取等規制条例、静岡県土採取等規制条例施行規則、静岡県土地利用審査会条例 等

3 環境関連個別計画・指針等

【低炭素社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画	平成32年度における県内の温室効果ガス排出量を平成17年度比で20%削減するため、行政、事業者、県民等各主体の取組を設定	27年3月 27年度～32年度	環境政策課
ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン	新エネルギー等の導入を促進し、平成32年度の導入率を10%以上とする。	23年3月 32年度まで	エネルギー政策課
新しずおかエコオフィス実践プラン	県庁自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成25年度比で5%削減するための具体的な取組等を設定	27年3月 26年度～29年度	環境政策課

【循環型社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
ふじのくに廃棄物減量化計画	持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指して、「もったいない!! “さらに1割”ごみ削減」をスローガンとして、県民一人ひとりが、家庭、事業所、地域のそれぞれの場面において3Rに取り組み、資源として利用できない廃棄物については適正処理の推進を図るための実践行動計画として策定	23年3月 23年度～27年度	廃棄物リサイクル課
静岡県バイオマス活用推進計画	バイオマスの利活用向上を目指すため、利活用率の目標、基本方向等を設定	24年3月 32年度まで	研究調整課
“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン	公共工事、公共施設等での率先利用、市町、民間部門での利用促進	23年4月 23年度～27年度	林業振興課
静岡県水利用総合指針	水利用に関わる各分野で水の共通理念を持ち、各種水利用施策の総合的な推進を図るため、本県水利用行政の基本施策とその取り組むべき方向性を示す指針を策定	10年1月	水利用課
静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	家畜排せつ物を資源として有効活用するために、施設等の整備やたい肥の利用について、目標及び推進方針を策定	21年4月 21年度～27年度	畜産課
静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	PCB廃棄物の適正な保管、確実かつ適正な処理、処理体制の確保を基本方針に設定	18年3月(27年5月改訂) 18年度～38年度	廃棄物リサイクル課
静岡県災害廃棄物処理計画	大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、県が主に実施すべき事項と考え方を整理し計画を策定	27年3月	廃棄物リサイクル課

【自然共生社会】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
富士山総合環境保全指針	富士山の環境をより望ましいものとして保全し、世界に誇れる山にするとともに、その恵みを後世に継承することを目的として、保全目標や取組指針等を設定	8年3月 24年3月修正	自然保護課

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
第11次鳥獣保護管理事業計画	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区等の策定方針など、静岡県の野生鳥獣保護に関する施策の方針及び内容をまとめたもの。	24年3月 27年5月29日変更 24年度～28年度	自然保護課
第二種特定鳥獣管理計画 (カモシカ) (第4期)	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、生息頭数が著しく増加している鳥獣に対し長期的な観点から管理を図るために策定するもの。	24年3月 27年5月29日変更 24年度～28年度	自然保護課
第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ) (第3期)	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、生息頭数が著しく増加している鳥獣に対し長期的な観点から管理を図るために策定するもの。	24年3月 27年5月29日変更 24年度～28年度	自然保護課
第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ) (第2期)	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、生息頭数が著しく増加している鳥獣に対し長期的な観点から管理を図るために策定するもの。	24年3月 27年5月29日変更 24年度～28年度	自然保護課
静岡県森林共生基本計画	「森林との共生」による持続可能な社会の実現のための、基本目標、基本方向等を設定	19年3月(26年 6月改定) 18年度～29年度	森林計画課
静岡県保安林機能増進計画	保安林の量の確保から質の向上へと施策転換を図り、公益的機能の持続的発揮を目指す取組方針等を設定	21年3月 21年度～27年度	森林保全課
静岡県松くい虫被害対策事業 推進計画	公益的機能が高い重要な松林を守るため、保全する松林の区域や保全する松林周辺の樹種転換の推進、徹底的な防除方法などの方針を策定	24年3月 24年度～28年度	森林整備課
ふじのくにの魅力を高める花 と緑のまちづくり計画	「花と緑にあふれた魅力あるまち」の形成を通じ、ふじのくにの魅力を高めることを目的に策定	23年3月 23年度～32年度	環境ふれあい課
静岡県広域緑地計画	一の市町を越える広域的な緑地の配置等、長期的な骨格となる緑地体系と今後の緑化推進の方針を策定	8年3月 27年度まで	公園緑地課
新静岡県景観形成ガイドプラン	県土の景観形成の基本方針、「しずおか景観形成重要地域」の設定、市町の景観形成の手引き	18年3月	景観まちづくり課
静岡県森林景観形成ガイドライン	「みんなでつくり・育む多彩で緑豊かな森林景観」を基本的な考え方とし、具体的な手法を示した手引書	18年5月	森林保全課
清水港みなと色彩計画	清水港全域(港湾区域約500ha及び臨港道路沿線)を対象に建物および工作物の新設・塗替え時に、各地区毎に設定した配色計画に基づく塗装をし、人工景観と自然景観が調和するように考えられたガイドプラン	3年度策定 16年4月新計画 策定	港湾整備課
田子の浦港みなと色彩計画	田子の浦港全域(臨港地区約109ha)を対象に建物および工作物の新設・塗替え時に、配色基準に基づく塗装をし、人工景観と自然景観が調和するように考えられたガイドプラン	7年12月	港湾整備課

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画	多様性のある湿地環境の再生、人と自然との良好なかかわりづくりを目標に、麻機固有の動植物の保全・再生を図る。	20年12月 21年度～	河川企画課
富士山静岡空港に係る環境監視計画	開港後5年間の環境監視結果等を踏まえ、平成26年度以降の環境監視の調整内容等を明示	26年3月 26年度～30年度	空港運営課
静岡県生活排水処理長期計画	下水道、集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の整備により平成42年度までに生活排水処理施設整備率90.9%を目指す。	26年3月 22年度～42年度	生活排水課
～みんなでつくる佐鳴湖～ 佐鳴湖水環境向上行動計画	自浄作用を導く環境づくり、豊かな生息環境の創出、人と自然・文化のふれあいを目標に、良好な水環境の創出を目指す。	27年3月 27年度～31年度	河川企画課 河川海岸整備課
静岡県環境保全型農業推進方針	できる限り環境負荷の少ない農業への転換を目指し、本県の自然立地条件に即した持続性の高い環境保全型農業を推進する。	17年6月(26年 10月一部改正) 17年度～29年度	農山村共生課
静岡県農村環境対策指針	農地等の継続的な利用、歴史と文化の継承、景観の保全と形成、地域一体となった農村環境資源の保全と管理を基本方針に、地域ごとの具体的な実施方針を設定	21年4月	農地計画課
静岡県農業水利施設を活用した小水力発電に関するガイドライン	農業水利施設を活用した小水力発電の導入に取り組む際の各種法令の定めと運用等についての基本的な考え方を示す手引き	25年3月	農地計画課

【環境配慮型スタイルへの変革】

名 称	主な内容	策定時期(平成) 計画期間等(平成)	所 管
ふじのくに環境教育基本方針	人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自ら考え、判断し、行動する人材を育成することを目指す。	24年3月	環境政策課 教育政策課
静岡県環境物品等の調達に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 省資源や省エネルギー、リサイクル素材や再利用部品を多く使用し、長期使用、再利用、リサイクル可能な構造等を考慮して調達 購入の必要性和適正量の事前検討、購入総量の抑制と、環境物品等の計画的な購入 	13年10月	環境政策課 用度課
静岡県電力の調達に係る環境配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> 電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。 電力事業者に対し環境評価項目を基準とした評価を行い、業者選定を行う。 	21年11月	環境政策課
“ふじのくに”エコロジー建築設計指針	県有建築物が率先して省エネルギー・省資源を推進し、公共建築物や民間建築物の計画・設計にも活用されることを目指し、環境配慮型の建築物を計画・設計する際の考慮すべき基本事項と項目及びその項目を実施するための手法と簡易な評価方法を策定	12年3月策定 23年6月新指針策定	営繕企画課

4 市町の環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定状況

平成27年6月現在

	環境基本条例		環境基本計画	
	名 称	制定年月日	名 称	策定年月
静岡市	静岡市環境基本条例	平成16年3月25日	静岡市環境基本計画	平成18年3月
浜松市	浜松市環境基本条例	平成10年9月30日	第2次浜松市環境基本計画	平成27年3月
沼津市	沼津市環境保全基本条例	昭和48年10月13日	沼津市環境基本計画	平成23年3月
熱海市	熱海市環境基本条例	平成12年3月24日	第二次熱海市環境基本計画	平成24年3月
三島市	三島市環境基本条例	平成12年11月30日	第2次三島市環境基本計画	平成24年3月
富士宮市	富士宮市環境基本条例	平成15年12月12日	富士宮市環境基本計画	平成18年3月
伊東市	伊東市環境基本条例	平成12年3月28日	第二次伊東市環境基本計画	平成25年3月
島田市	島田市環境基本条例	平成17年5月5日	第2次島田市環境基本計画	平成25年3月
富士市	富士市環境基本条例	平成12年12月12日	第二次富士市環境基本計画	平成23年3月
磐田市	磐田市環境基本条例	平成17年12月22日	磐田市環境基本計画	平成20年3月
焼津市	焼津市環境基本条例	平成13年3月28日	第2次焼津市環境基本計画	平成25年3月
掛川市	掛川市環境基本条例	平成17年12月22日	掛川市環境基本計画	平成18年3月
藤枝市	藤枝市環境基本条例	平成13年3月28日	藤枝市環境基本計画	平成23年3月
御殿場市	御殿場市環境基本条例	平成13年3月29日	御殿場市環境基本計画	平成16年2月
袋井市	袋井市まちを美しくする条例	平成18年6月30日	袋井市環境基本計画	平成21年3月
下田市	下田市環境基本条例	平成13年12月17日	下田市環境基本計画	平成24年3月
裾野市	裾野市環境基本条例	平成14年12月18日	裾野市環境基本計画	平成17年2月
湖西市	湖西市環境基本条例	平成14年12月20日	新・湖西市環境基本計画	平成23年3月
伊豆市	伊豆市環境保全条例	平成16年4月1日	*	
御前崎市	御前崎市環境基本条例	平成18年12月25日	御前崎市環境基本計画	平成22年3月
菊川市	菊川市環境基本条例	平成20年9月24日	菊川市環境基本計画	平成22年3月
伊豆の国市	伊豆の国市環境基本条例	平成25年3月18日	伊豆の国市環境基本計画	平成26年4月
牧之原市	牧之原市環境基本条例	平成20年3月28日	牧之原市環境基本計画	平成21年3月
東伊豆町				
河津町	河津町きれいな町づくり条例	平成13年3月7日		
南伊豆町				
松崎町				
西伊豆町				
函南町	*			
清水町				
長泉町	長泉町環境基本条例	平成22年3月24日	長泉町環境基本計画	平成24年3月
小山町	小山町環境基本条例	平成25年4月1日	小山町環境基本計画	平成26年3月
吉田町				
川根本町	*		川根本町環境基本計画	平成22年3月
森町	*		*	



平成26年度版 環境白書

平成27年 9月発行

編集 静岡県暮らし・環境部環境局環境政策課

〒420 - 8601 静岡市葵区追手町 9 - 6

電 話 : 054 - 221 - 2421

F A X : 054 - 221 - 2940

E-mail : kankyousaisaku@pref.shizuoka.lg.jp

